

長崎税関長崎空港出張所の常駐化のお知らせ

平素より税関行政に対しましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長崎税関長崎空港出張所については、業務量減少等の理由により、平成24年7月から非常駐官署としており、国際便入港等に伴う税関業務については当該出張所長及び常駐先である長崎税関監視部職員と協力して対応しているところではありますが、今般、新規国際線就航等による入国便の増加等に伴う業務量の増加に対応するため、下記のとおり常駐官署とすることとしましたので、お知らせいたします。

記

1 常駐化の時期

平成26年1月1日

2 長崎空港出張所

所在地：長崎県大村市箕島593

電話番号：0957-54-4483

F A X 番号：0957-52-5924

3 税関手続等窓口での対応

(1) 電子申請による手続

長崎空港出張所長に対する税関手続については、原則、全ての手続がNACCS（通関情報処理システム）を利用して電子申請を行うことが可能です。NACCSの申請先コードはこれまでどおり、長崎空港出張所のコードを入力してください。

(2) マニュアル手続等

書面による申請手続や税関手続に関する相談については、長崎空港出張所において対応します。